

運転免許証再交付手続案内

(令和6年3月28日現在)

申請場所	奈良県運転免許センター	奈良県下の警察署（分庁舎を含む）
受付時間等	即日交付（約2時間） 8：30～11：00 13：00～15：00	後日交付（約2週間） 8：30～12：00 13：00～16：00 ※住所地以外の警察署でも手続可能
必要書類等	<p>※土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12/29～1/3)は受付をしません。</p> <p>○運転免許証（汚損・破損・暗証番号の変更等による再交付の場合） ○手数料2,250円 ○身分証明書（個人番号カード、住民票の写し、健康保険証、パスポート、年金手帳、学生証等のうちいずれか1つで、有効期限のあるものについては有効期限内のもの） ※コピー不可、<u>通知カード不可</u> ※住民票の写し（コピー不可）は、6ヶ月以内に発行されたもの ○申請用写真1枚（<u>警察署で手続をされる場合のみ必要で、運転免許センターでは不要</u>） 縦3cm、横2、4cm、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で人物が鮮明なもの。 なお、医療上又は宗教上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う医療用の帽子（つばのないもの）・かつら・ウィッグ・スカーフ等の使用を認めています。 詳細は、奈良県警察ホームページ（HOME▶運転免許▶各種免許手続▶各種免許手続概要の添付ファイル「免許写真判断基準及び不適切な写真例」）を参照。 ※運転免許証のIC化に伴い、ICチップに記録した個人情報を守るため、暗証番号（4けたの数字2組）の設定が必要です。あらかじめ準備しておいてください。</p>	

注意事項

- 再交付申請と同時に記載事項変更の申請ができます。
 - 本籍(国籍等)に変更がある方:本籍(国籍等)記載の住民票の写し【提出】
 - 氏名に変更がある方:個人番号カード【提示】又は住民票の写し【提出】
 - 住所に変更がある方:新住所が確認できる個人番号カード・住民票の写し等【提示】
(注1) 記載事項変更に必要な確認書類等はコピーは不可。
(注2) 住民票の写し(コピー不可)は、6ヶ月以内に発行されたもの。
(注3) 県外からの転入手続と同時に再交付申請される方は、通常の再交付申請のみの場合よりも時間がかかりますので、早めに受付してください。
- 再交付申請と同時に免許更新ができます。
 - 免許更新と同時に再交付申請をする場合のみ、運転免許センターで日曜日でも受理します。
 - 免許更新の受付日時・場所については、奈良県警察ホームページ掲載の運転免許証更新手続案内を参照してください。
 - 県外からの転入の方で再交付申請と同時に更新手続をされる場合は、平日のみの取扱となります。
 - 手続に時間を要するため早めに受付してください。(目安時刻は午前が9時まで、午後が1時30分まで)
- 免許センターで再交付される方の免許証の写真はセンターで直写撮影していますが、希望があれば、提出写真で免許証を作成することができます。ただし、免許証の交付は通常より約1～2時間程度遅れる場合があります。
また、不適切な写真を提出された場合は受付できませんので、免許センターで直写撮影を行う又は別の写真の提出をお願いする場合があります。

問合せ先 奈良県警察本部交通部 運転免許課免許係

TEL 0744-22-5541
FAX 0744-22-5685